

平成 30 年 7 月豪雨災害からの
復旧・復興プラン

～ 創造的復興による新たな広島県づくり ～

平成 30 年 9 月



広島県

目 次

はじめに ～湯崎英彦 広島県知事メッセージ～	1
第1章 平成30年7月豪雨について	2
1 平成30年7月豪雨の概要	2
2 県内における被災状況（平成30年8月31日現在）	4
第2章 復旧・復興の基本方針	10
1 基本的な考え方	10
2 基本方針	11
3 施策展開に向けた考え方	12
第3章 復旧・復興への取組	14
1 災害の影響を最小化させる迅速な応急対応	14
(1) 切れ目のない被災者支援	14
(2) 経済活動の早期再生・新たな発展	18
(3) 最速の安全確保とインフラの強靱化	21
2 創造的復興による新たな広島県づくり	25
(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生	26
(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生	29
(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生	34
(4) 新たな防災体制を支える人の創生	40
第4章 新たな防災対策の構築に向けた検証	41
1 大災害頻発時代における防災対策のあり方	41
2 平成30年7月豪雨災害の検証	42
(1) 行政における初動・応急対応の事後検証	42
(2) 県民の避難行動の検証	42

はじめに ～湯崎英彦 広島県知事メッセージ～

本県では、平成30年7月3日から8日にかけて、わずか6日間で7月の過去の最大月間降水量を超える雨量を記録するなど、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に襲われ、多くの人的被害や、家屋やインフラといった物的損害など、戦後最大級の被害がもたらされました。

この豪雨災害の犠牲となられました方々に対しまして、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

また、災害発生直後から、救助活動に御尽力いただいた自衛隊、警察、消防、海上保安庁の皆様、様々な面で被災者の生活支援に取り組んでいただいているボランティア、企業、団体、自治体の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

今回の豪雨により、県内全域で土砂災害や河川の氾濫が多数発生し、109名もの尊い命が奪われたほか、未だ5名の方が行方不明となっています。また、約1万5千棟にもものぼる家屋が被害を受けるとともに、道路や鉄道の寸断、広範囲にわたる水道の断水など、県民生活や経済活動の基盤となるあらゆるインフラにも多大な被害が生じました。

このため、人命救助に全力で取り組むとともに、被災された方の生活支援や被災地における二次災害の発生を防ぐための応急復旧を最優先で進めてまいりました。

こうした取組により、救命・救助、避難者対応、緊急の応急復旧等については、概ねの区切りがついてきたことから、本格的な災害復旧・復興へとフェーズを切り替え、被災者の方々の生活再建、インフラの復旧・復興、さらには県全体の住民生活や経済活動などを日常に取り戻す取組を加速させていくため、8月14日に「災害対策本部」から「災害復旧・復興本部」へと体制を移行いたしました。

この過去最大級の災害に対し、単なる復旧に留まらず、本県をさらに発展させるスタートとするためには、県はもとより、県民の皆様、関係者の方々が一丸となって、集中的に取り組む必要があることから、基本的な方針となる「平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を取りまとめました。

皆様と力を合わせて、あらゆる手立てを講じ、一日でも早い復旧・復興と更なる発展に向けた新たな広島県づくりに全力をあげて取り組み、より元気な広島県を実現してまいります。

広島県知事

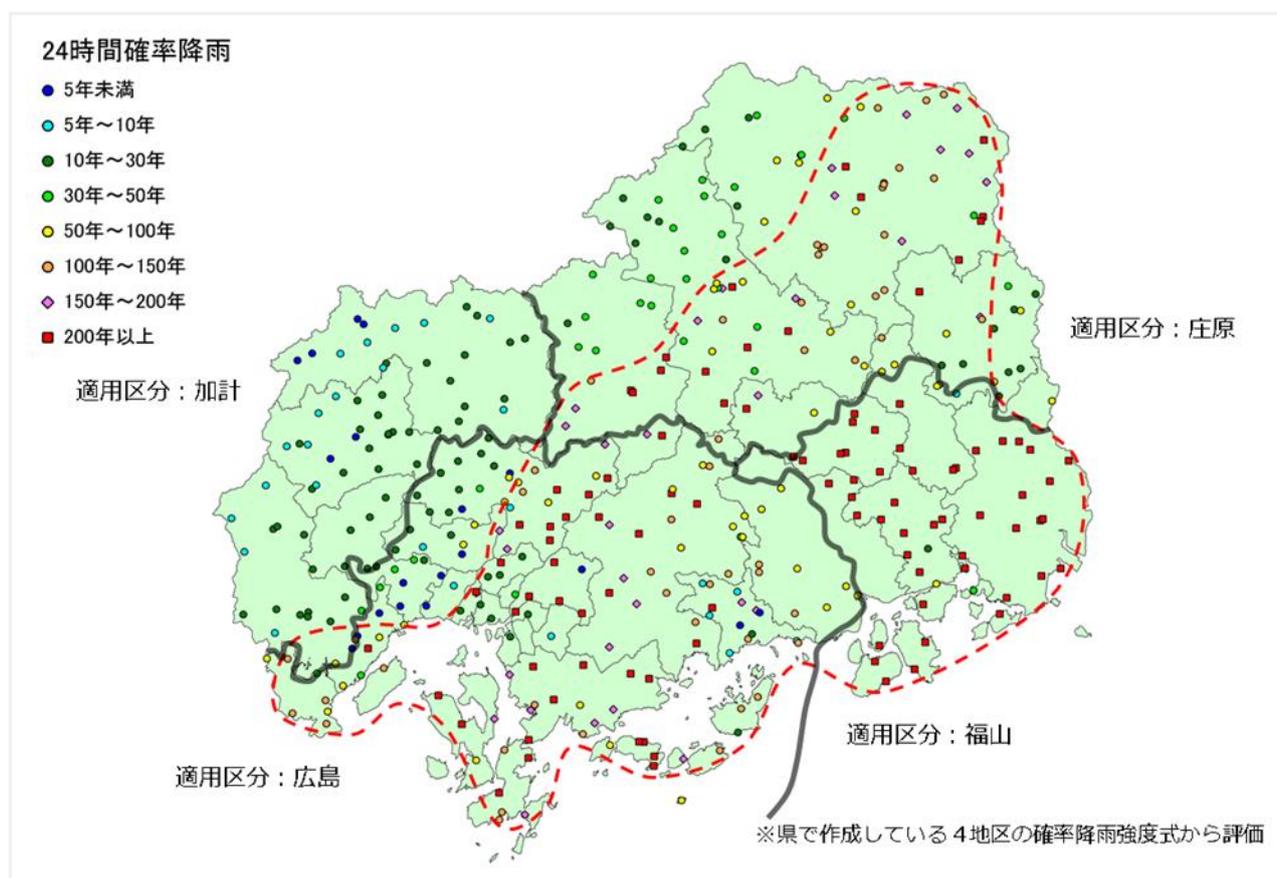
湯崎英彦

累積雨量上位地点（7月3日0時～7月8日24時）

市区町	観測局名	雨量 [mm]
呉市	野呂川ダム	676.0
呉市	警固屋	654.0
呉市	田戸	629.0
呉市	蒲刈町	574.0
呉市	呉	572.0
呉市	郷原	570.0
竹原市	仁賀ダム	554.0
広島市安芸区	立石	541.0
呉市	蒲刈大浦	539.0
東広島市	三津	535.0

さらに、河川や砂防の施設計画の前提となる降雨量について、本県で独自に発生確率を評価した結果、降雨継続時間が24時間の場合では、100年確率規模以上の降雨を観測した地点が405地点のうち、184地点と県内に広く分布するとともに、200年確率規模以上も101地点で分布する状況となっており、これまでの本県における河川等の最大計画規模である100年確率を上回る大雨となりました。

（県内最大の計画規模を設定している沼田川、黒瀬川でも計画規模は100年確率）



2 県内における被災状況（平成 30 年 8 月 31 日現在）

（1）人的被害

平成 30 年 7 月豪雨は、過去の災害のような一部の地域だけでなく、県内の広範囲で土砂災害や河川の氾濫が多数発生するなど、戦後最大級の被害をもたらしました。

災害発生後 2 か月以上が経過しましたが、5 名の方の行方が分かっておらず、重傷者 39 名、軽傷者 91 名を合わせると、人的被害の総数は県内で 244 名にのぼりました。

依然として、多数の方々が避難所での生活を余儀なくされているとともに、被災地では、未だ大量の土砂や巨大な岩が残されているため、自宅に戻られた方も、二次災害や今後の生活再建などについて様々な不安を抱えています。

人的被害状況（平成 30 年 9 月 8 日時点）

市町名	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計
広島市	23	2	12	18	55
呉市	25		5	17	47
竹原市	4			5	9
三原市	8		1	9	18
尾道市	2		1	6	9
福山市	2		2	2	6
府中市	2				2
大竹市				1	1
東広島市	12	1	4	19	36
安芸高田市	2	1			3
江田島市			2	2	4
府中町				2	2
海田町	1		3	1	5
熊野町	12		3	1	16
坂町	16	1	4	8	29
世羅町			2		2
計	109	5	39	91	244

(2) 住家被害

住家被害は、全壊 1,074 棟、半壊 3,172 棟、一部損壊 2,062 棟となっており、全壊・半壊被害の 8 割以上が、広島市、呉市、三原市、坂町の 4 市町に集中しています。県内全体の住家被害は 14,926 棟にのびりました。

市町名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計
広島市	109	296	90	769	862	2,126
呉市	294	840	1,129		702	2,965
竹原市	19	143	48	164	189	563
三原市	263	614	70		671	1,618
尾道市	29	41	189	150	173	582
福山市	14	74		1,196	902	2,186
府中市	3			34	190	227
三次市	1	3	6	186	338	534
庄原市	2	24	33	61	192	312
大竹市				7	31	38
東広島市	40	105	33	356	371	905
廿日市市		3	6			9
安芸高田市	1	1		19	98	119
江田島市	8	22	108	38	81	257
府中町	2	17	50	7	54	130
海田町	14	74	19	109	449	665
熊野町	21	7	21	17	40	106
坂町	250	903	225			1,378
安芸太田町					1	1
大崎上島町	1		15	21	78	115
北広島町			1		5	6
世羅町	3	1	6	6	51	67
神石高原町		4	13			17
計	1,074	3,172	2,062	3,140	5,478	14,926

(3) ライフライン被害

高圧配電線の断線や変電設備への浸水等によって、7月7日の発災直後、最大で約 47,000 戸の停電が発生しました。

しかし、交通遮断の回復や高圧発電機車の導入により、7月13日には全ての停電は解消しました。

また、県企業局が担っている市町への水道用水供給施設について、6号トンネルへの土砂流入や、本郷取水場の冠水に伴う送水ポンプの水没によって送水が停止したことに加え、市町の水道施設も浸水等により損壊したことなどから、一時最大で約 22 万戸が断水となりましたが、応急対策により、8月10日に断水は解消しました。

(4) 公共交通機関被害

J Rは発災直後、県内のほぼ全ての路線で運転を見合わせました。

その後の復旧工事等によって順次運行が再開され、呉線（坂駅～海田市駅）については8月2日に、芸備線（下深川駅～狩留家駅）については8月25日に、また、山陽本線（瀬野駅～白市駅）及び呉線（広駅～坂駅）については9月9日に運行が再開されていますが、今なお各路線において、一部区間での運転見合わせが続いています。

広島空港では、直接の被害はなかったものの、取水場の送水停止や山陽自動車道通行止め及びJ R不通による交通アクセスの寸断により、空港内の飲食・物販施設が営業停止に追い込まれるなどの影響がありました。

(5) 医療施設被害

医科では38施設、歯科では32施設が浸水、土砂流入の被害を受け、現在も4施設が診療を休止しています。

中でも三原市本郷地区では、地区で唯一の入院施設である「本郷中央病院」の浸水被害が大きく、入院機能の復旧まで時間を要することから、入院患者の他病院等への転院を行いました。

また、直接の被災はないものの、断水の影響で診療機能を縮小したり、食材の調達が困難で入院患者の給食を非常食で対応した病院もありました。

(6) 社会福祉施設被害

高齢者関係施設では、49施設が被災し、地域密着型特別養護老人ホームなど5施設が運営を休止しましたが、そのうち1施設が再開しています。

障害児・者関係施設では、25施設が被災し、共同生活援助事業所2施設が運営を休止しています。

児童関係施設では、36施設が被災し、保育所など11施設が運営を休止しましたが、そのうち1施設が再開しています。

運営を休止している施設では、再開に向けた準備が進められています。

(7) 公共土木施設等被害

公共土木施設（県・市町管理）は、河川 3,284 箇所、道路 2,700 箇所、砂防設備 1,230 箇所、橋梁 135 箇所など、計 7,486 箇所被害が確認されています。

交通インフラでは、高速道路・国道・地方道や鉄道も多くの箇所で寸断されるなど、県民生活や経済活動の基盤となるあらゆるインフラに甚大な影響が生じましたが、国土交通省をはじめ関係機関と連携し、7月10日には、孤立集落解消・物資輸送等に必要な道路の啓開が完了するとともに、7月14日には東西の大動脈である山陽自動車道の通行止めが全て解除されるなどの迅速な対応を行ったところです。一方で、現在も広島呉道路の坂北 I C から呉 I C の間が通行止めとなっており、10月上旬の復旧に向け引き続き取り組んでいるところです。

土砂災害については、県内 23 市町の 1,242 箇所において発生し、死者は 87 名と甚大な被害が発生したところであり、二次災害防止のため大型土のうや土石流センサーの設置等を進めています。

土砂災害発生状況（平成 30 年 9 月 7 日時点）

市町名	被害状況
広島市	東区馬木, 安佐北区口田南など 211 件 (死者 20 名)
呉市	安浦町など 182 件 (死者 20 名)
竹原市	新庄町など 134 件 (死者 4 名)
三原市	大和町など 145 件 (死者 5 名)
尾道市	防地町など 53 件 (死者 2 名)
福山市	神村町など 90 件
府中市	木野山町など 24 件 (死者 1 名)
三次市	島敷町など 11 件
庄原市	東城町など 13 件
大竹市	木野など 2 件
東広島市	志和町など 91 件 (死者 8 名)
廿日市市	津田など 22 件
安芸高田市	高宮町など 6 件
江田島市	江田島町など 54 件
安芸郡府中町	みくまりなど 24 件
安芸郡海田町	畝など 10 件
安芸郡熊野町	川角など 69 件 (死者 12 名)
安芸郡坂町	小屋浦など 48 件 (死者 15 名)
山県郡安芸太田町	梶ノ木 1 件
山県郡北広島町	川東など 3 件
豊田郡大崎上島町	東野など 42 件
世羅郡世羅町	中原など 4 件
神石高原町	3 件

(8) 学校施設等被害

学校施設は、県立学校 22 施設、市町立学校等 52 施設、私立学校 22 施設で被害が確認されています。

公立学校施設の被害の内容としては、一部の重複を含め、法面などの崩壊・亀裂が 34 施設、土砂の流出入が 32 施設、校舎などの冠水・浸水が 20 施設、設備などの破損・故障が 16 施設、フェンスなどの破損・崩壊が 13 施設、石積みやブロック積擁壁の崩壊が 4 施設、敷地の陥没が 3 施設、倒木が 3 施設となっています。

また、私立学校施設では、幼稚園 13 園、小中高等学校 9 校で、被害が確認されています（小中高等学校については、併設している学校も多いため、被災箇所の重複をさけるため、箇所数としてあげています）。

幼稚園では、園舎 1 階の水没、床上浸水による教材等の破損、土砂流入による園バスの故障などの被害が生じています。小中高等学校では、法面などの崩壊や土砂の流入などの被害が生じています。

(9) 国・県指定等文化財被害

国・県指定等文化財は、14 市町 37 箇所で被害が確認されています。

中でも国重要文化財（建造物）「米山寺宝篋印塔」（三原市）は土砂流入により崩壊、埋没し、大きな被害を受けました。

(10) 商工業被害

県内企業の被害状況は、県による電話等での被害状況の聞き取りや、商工会議所・商工会からの情報によると、操業停止や、倒壊・土砂流入・浸水等の直接被害や電気・ガス・水道・物流のストップ、従業員の被災等の間接被害など甚大な被害が発生しており、推計では、直接被害のあった企業が約 4,000 社となっています。

観光関連では、直接的な被害を受けていない観光地でも観光客が大きく減少し、風評被害が生じています。主要な 15 の観光施設の 7 月の観光客数を見ると、前年同月比 63%、また、県内宿泊施設では、いずれも推計で、キャンセル件数約 12 万件、キャンセル人泊数約 18 万人泊にのぼり、影響被害額は約 45 億円となっています。

(11) 農林水産業被害

農林水産関係の主な被害として、農業分野では、ため池や農道、水路など農業用施設の損壊等の被害が7,751か所で発生したほか、農地への土砂流入や法面崩壊等が8,529か所で発生しています。また、園芸施設や畜産施設等への土砂流入や冠水が発生し、農作物や畜産物にも被害が生じています。

林業分野では、山腹崩壊や土砂流出による山地・治山施設の被害が1,027か所で確認されたほか、林道の路肩や法面崩壊などの被害は931か所にのびます。

水産業分野では、土砂流入により内水面養殖施設やかき養殖施設に被害が生じたほか、鯉やアサリなどの水産物への被害も確認されています。

(12) 災害ごみ（災害廃棄物）の状況

県内の災害ごみの総量は約140万トンに達し、4年前の広島土砂災害時（53万トン）の約2.5倍に相当します。市町別では呉市（56万トン）が最も多く、次に坂町（27万トン）と続き、この2市町で全体の約6割を占めます。なお、今回の災害ごみの約8割が土砂混じりがれきとなっています。

(13) 被害額

県内の公共土木施設の被害額は1,185億円、農林水産関係の被害額は765億円にのび、両者を合わせた被害額は約2,000億円となります。本県の自然災害による被害額としては過去最大規模です。

被害額（8月31日時点）

区分		被害額（百万円）
公共 土木 施設*	道路	32,594
	河川	56,999
	砂防設備	16,013
	下水道、橋梁、公園等	12,874
	小計	118,480
農林 水産 関係	農業（農業用施設、農地、農作物等）	48,008
	林業（山地・治山施設等）	28,386
	水産業	149
	小計	76,543
商工	（9月末に判明する見込）	
学校施設（県立学校*）	451	
合計	195,474	

※公共土木施設の被害額は国へ災害報告をした数値（8月15日時点）

※市町立学校施設、私立学校施設については調査中

第2章 復旧・復興の基本方針

1 基本的な考え方

今回の平成30年7月豪雨災害は、数多くの尊い人命を奪っただけでなく、住居被害をはじめ、道路や鉄道の寸断、水道の断水など県民生活や経済活動の基盤となる、あらゆるインフラに多大な損害をもたらしました。

また、直接的な被災により被害を受けられた県民の方々や企業、事業者の方々のもとより、発災直後から続いた旅行客のキャンセル、生産現場の被災や物流機能の混乱と停滞などによる事業活動への影響など、直接、間接を含め様々な分野における重大な損失が顕在化してきており、さらに、今後、中長期にわたり、県民生活や経済活動に多大な影響を与えることが懸念されています。

今後、こうした状況から早期に脱却し、再生を果たしていかなければなりません。単に被災前の状態に戻すだけでは、今回の停滞期間による大きな損失を到底埋めることはできません。

さらに、急速に進展する人口減少・少子高齢化や、経済活動をはじめとするグローバル化の進展といった重要な課題に対しても、歩みを止めることなく、着実に取り組み、克服していかなければなりません。

このため、被災者の方々の生活再建、県民生活や経済活動の日常を取り戻す取組を最大限加速させるとともに、今回の被災による復旧・復興を単なる原状回復に終わらせるのではなく、中長期的な視点に立ち、被災前の状態よりさらに良い状態に力強く押し上げるための確かな軌道を描き、新たな広島県の復興と創生を成し遂げていきます。

また、全国でみると毎年のように豪雨災害が発生しており、想定を超える事態が常に起こる可能性を改めて認識したところであり、今後起こり得る被害を最小限に抑えるため、今回の豪雨災害における県民の避難行動や行政の初動対応等の調査・検証を行い、より実効性の高い新たな対策の構築に向けた取組を進めます。

この戦後最大級の災害に立ち向かい、新たな広島県をつくっていくために、「ピンチをチャンスに変える」という発想に転換し、被災された方や、被害を受けられた企業、事業者の方々を、県はもとより、国、市町をはじめ、あらゆる主体で支えながら、県民一丸となって取り組んでまいります。

2 基本方針

平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向けては、

- 県民生活と経済活動の日常を早期に取り戻す。
- 単なる復旧・復興ではなく、より力強い軌道へと押し上げる。
これらを実現するために、
- 「ピンチをチャンスに変える」視点で取り組む。

この3つを基本方針として、より元気な広島県の実現を目指してまいります。

また、この基本方針の目指す姿を『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』として、実現に向けては、「安心を共に支え合う暮らしの創生」「未来に挑戦する産業基盤の創生」「将来に向けた強靱なインフラの創生」「新たな防災対策を支える人の創生」の4つの柱により、施策を展開していきます。

そして、この戦後最大級の災害に立ち向かうためには、新たな視点を持って、県はもとより、県民の皆様、関係者の方々が、一丸となって取り組んでいくことが重要であることから、『ピンチをチャンスに。見せちゃれ（見せよう）広島の底力！』を合い言葉に、新たな広島県づくりを進めてまいります。

（目指す姿）

『この災害を起点とした、創造的復興による新たな広島県づくり』

（県民一丸となる合い言葉）

『ピンチをチャンスに。見せちゃれ広島の底力！』

（見せよう）

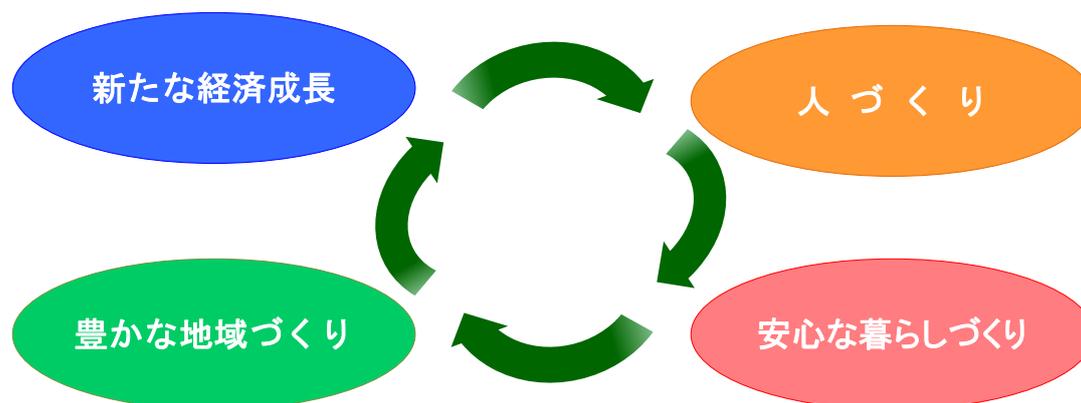
3 施策展開に向けた考え方

『創造的復興による新たな広島県づくり』に向けた取組においては、「ひろしま未来チャレンジビジョン」における「新たな経済成長」「人づくり」「安心な暮らしづくり」「豊かな地域づくり」の4つの分野の政策を相互に関連させ、相乗効果と好循環の流れをつくるという基本的な考えに基づき、「安心を共に支え合う暮らしの創生」「未来に挑戦する産業基盤の創生」「将来に向けた強靱なインフラの創生」「新たな防災対策を支える人の創生」の4つの柱により、施策を展開していきます。

(ひろしま未来チャレンジビジョンにおける4つの分野)

イノベーションを持続的に創出し、
雇用や所得を生み出す

多様な人材の育成や集積など
あらゆる分野の基礎となる



県内各地域の個性や資源を生かす

暮らしに直結した生活基盤を支える

安心を共に支え合う暮らしの創生

被災による「大切なもの（日常）」の喪失と、将来への不安の中から、被災された方々が一日でも早く、日常の生活を取り戻していただけるよう、一人ひとりに寄り添った包括的な支援を行います。

被災された方の生活再建にあたっては、地域におけるコミュニティが日常生活に欠かせない大切な要素となることから、地域住民と行政、専門機関等が一体となって、被災者ニーズを把握し、見守り、共に支え合う、新たな仕組みづくりに取り組めます。

未来に挑戦する産業基盤の創生

本県の経済活動を被災前の状態に再生させ、さらに県内企業の新たな発展に向け、集中的な支援を行います。

また、県内企業の被災状況等を検証し、今後起こり得る非常時においても、企業活動を継続できる体制の整備を進めます。

さらに、ピンチをチャンスに変え、新たな付加価値の創造など、本県の産業の新たな基盤づくりに取り組みます。

農林水産業においては、生産活動の早期再開に加え、将来の経営発展に向けて、意欲のある担い手への農地集積や生産基盤の最適化、新技術導入などの支援を積極的に行い、生産性の高い農林水産業の振興へ誘導します。

将来に向けた強靱なインフラの創生

インフラについて、再度災害防止の観点から、改良復旧に積極的に取り組むとともに、被災前の構造にこだわることなく被害の発生を踏まえた工法の選定などを行うほか、ため池については、機能に着目した統合、廃止も含め検討するなど、必要な強靱化を進めます。

また、医療施設や社会福祉施設等において必要となる機能やリスク等を検証し、災害時に備える総合的な対策を講じます。

さらに、防災・減災に資する新たなまちづくりを市町と連携して進め、住民の安全な居住が誘導されるよう取組を進めます。

新たな防災対策を支える人の創生

実際の災害時において、県民一人ひとりが自ら判断して避難行動をとるために必要となる条件や要素などについて、防災や行動科学の有識者を交えた詳細な検証を行い、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の取組を強化していきます。

また、各地域における防災活動をリードする自主防災組織やその中心となる人材の育成を図ります。

さらに、児童生徒一人ひとりが災害から命を守る判断・行動を適切にとることができるよう、学校における防災教育の充実に取り組みます。

第3章 復旧・復興への取組

1 災害の影響を最小化させる迅速な応急対応

〔7月5日～8月14日までの取組（災害対策本部の取組）〕

(1) 切れ目のない被災者支援

【避難者支援】

□ 避難所の環境整備（環境県民局）

経済産業省や内閣府と連携し、避難所の環境改善のため、クーラーや仮設トイレの設置を支援

- ・ クーラー 29避難所 計150台
- ・ 仮設トイレ 11避難所 計 38台

□ 公営住宅等による避難用住宅の確保（土木建築局・総務局・教育委員会）

被災者の避難用住宅として県営住宅や職員公舎・教職員公舎を無償提供（予定を含む。）

- ・ 県営住宅 15市町 347戸
（広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，海田町，熊野町，坂町）
- ・ 職員公舎・教職員公舎 8市 37戸
（広島市，呉市，三原市，福山市，三次市，庄原市，東広島市，廿日市市）

□ 民間賃貸住宅の借り上げによる避難用住宅の確保（土木建築局・健康福祉局）

11市町において受付（7月20日から受付開始）

（広島市，呉市，三原市，尾道市，福山市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町）

□ 応急仮設住宅の建設による避難用住宅の確保（土木建築局・健康福祉局）

住宅の不足が見込まれる呉市，三原市，坂町において，応急仮設住宅を建設

市町名	団地名	所在地	戸数	着工日	入居開始日
呉市	天応応急仮設団地	呉市天応大浜三丁目	40戸	7/31	9/2
	安浦応急仮設団地	呉市安浦町安登西六丁目	40戸	7/30	9/2
呉市合計			80戸		
三原市	あやめヶ丘応急仮設団地	三原市沼田西町惣定	31戸	8/2	9/3
坂町	平成ヶ浜中央公園応急仮設団地	安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目	58戸	8/4	9/3
	平成ヶ浜中央公園応急仮設団地(第2期)(仮称)	安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目	21戸	8/28	10/上旬
	さか・なぎさ公園応急仮設団地(仮称)	安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目	6戸	8/31	10/上旬
	平成ヶ浜東公園応急仮設団地(仮称)	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目	13戸	8/31	10/上旬
坂町合計			98戸		
合計			209戸		

※9月4日時点

【医療救護・心身のケア】

- 災害現場における医療救護活動（健康福祉局）
被災者の救命，応急処置等のため，DMA Tを派遣
 - ・ DMA T（災害派遣医療チーム）延べ109チーム（県内53，県外56）

- 避難所等における心身ケア活動（健康福祉局）
被災地における衛生環境の確保や被災者の心身のケアのため，災害時公衆衛生チームやDPATなどを派遣
 - ・ 医療救護班 延べ236チーム
 - ・ JMAT（感染対策チーム） 延べ15チーム
 - ・ 災害時公衆衛生チーム
保健師 延べ1,018チーム
薬剤師 延べ102チーム
看護師（災害支援ナース） 延べ417チーム
口腔ケア（歯科医師，歯科衛生士） 延べ7チーム
栄養管理（管理栄養士，栄養士） 延べ2チーム
リハビリ（理学療法士，作業療法士） 延べ37チーム
 - ・ DPAT（災害派遣精神医療チーム） 延べ57チーム被災した子供の心のケアのため，こども支援チームによる保育所等への訪問や支援者への研修を実施

- 自宅や応急仮設住宅等の被災者への支援（健康福祉局）
被災地における自宅等滞在者の健康状況や要支援者の状況を把握し，必要な支援につなげるため，災害時公衆衛生チームや介護・福祉関係チームによる戸別訪問を実施
 - ・ 災害時公衆衛生チーム
保健師 延べ5,268世帯（9,472人）訪問
 - ・ 介護・福祉関係チーム
在宅障害者（児）（相談支援専門員） 延べ257人訪問
被災在宅高齢者（社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員）延べ1,479人訪問

- スクールカウンセラーの派遣（教育委員会）
 - ・ 7月10日以降，スクールカウンセラーを関係市町教育委員会等に緊急派遣し，学校の児童・生徒や避難所等に避難中の児童・生徒の状況把握，カウンセリング等を実施
 - ・ 7月23日以降，全国知事会を通じて集まった他県のスクールカウンセラーチームを応援派遣

派遣市町等 (9市町・11県立学校)	呉市，竹原市，三原市，尾道市，東広島市，府中町，海田町，熊野町，坂町 広高等学校，呉宮原高等学校，呉三津田高等学校，三原東高等学校，河内高等学校，熊野高等学校，呉昭和高等学校，安芸南高等学校，尾道商業高等学校，総合技術高等学校，三原高等学校	
全国知事会経由 の応援派遣 (13道県)	7/23(月)～	福岡県
	7/24(火)～	新潟県，鳥取県，高知県
	7/25(水)～	三重県
	7/26(木)～	北海道，岩手県
	7/27(金)～	宮城県，和歌山県
	7/31(火)～	福島県，山梨県，徳島県，埼玉県

□ 入浴・給水支援（土木建築局・健康福祉局）

- ・ 防衛省と連携し，尾道糸崎港（糸崎岸壁）において，民間船舶「はくおう」を活用した入浴・給水サービスを実施。また，海上保安庁と連携し，尾道糸崎港（貝野岸壁）において，給水サービスを実施
- ・ 広島県公衆浴場業生活衛生同業組合等と調整し，公衆浴場（34箇所）で入浴支援を実施するよう，災害救助法適用市町へ通知

【生活支援】

□ 住まいに関する相談窓口の設置（土木建築局）

15市町において設置済（7月17日から順次相談開始）

（広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町）

□ 住宅の応急修理の実施（土木建築局）

15市町において受付（7月17日から順次受付開始）

（広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町）

□ 見舞金・生活融資等（健康福祉局）

被災者の生活支援のため見舞金の支給や生活融資等を実施

- ・ 災害見舞金，被災者生活再建支援金等
- ・ 災害援護資金貸付，生活福祉資金貸付等

□ 義援金の受付（健康福祉局）

- ・ 7月12日（木）から12月28日（金）の期間において，日本赤十字社広島県支部，広島県共同募金会，NHK広島放送局及びNHK厚生文化事業団と共同して義援金の受付を開始
- ・ 8月7日に義援金配分委員会を設置し，被災市町への一次配分を決定

□ **税金・手数料の減免（総務局・警察本部）**

被災者の県税等や警察関係手数料を減免

- ・ 自動車取得税，自動車税，不動産取得税，個人事業税の減免
- ・ 県税の申告・納付などの期限延長や納税の猶予
(告示で指定された地域は，県税の申告・納付などの期間延長の申請不要)
- ・ 納税証明書交付手数料，免税軽油使用者証再交付手数料の免除
- ・ 運転免許証再交付手数料，自動車保管場所証明書交付手数料の免除ほか

□ **授業料の減免・奨学金の償還猶予等（環境県民局・教育委員会）**

- ・ 被災した児童生徒の授業料を減免
- ・ 被災した奨学生の奨学金の償還を猶予
- ・ 被災により家計急変した生徒に奨学金を貸与（緊急募集）

□ **教育支援（環境県民局・健康福祉局・教育委員会）**

災害救助法適用地域における被災により損失又は損傷した教科書等の学用品を対象の児童生徒に給与

□ **災害復旧ボランティアの支援（健康福祉局）**

県社会福祉協議会と連携し市町の災害ボランティアセンターの設置・運営を支援

- ・ ボランティアセンター設置市町 18市町
(広島市4区(南区・東区・安佐北区・安芸区)，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，東広島市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，世羅町)

□ **災害廃棄物の処理（環境県民局）**

環境省，自治体及び業界団体と連携し，大量に発生した災害廃棄物の処理について，市町の対応を支援

□ **災害により発生した土砂の処分（土木建築局・危機管理監・環境県民局）**

- ・ 災害により発生し国・県・市町等が撤去した土砂について，広島港出島地区等の埋立地への受入を開始
- ・ 宅地内の土砂等の撤去について，国土交通省と環境省が連携して，撤去に係る支援制度を一体的に運用することとされたことから，7月26，27日に制度全般に関する説明会を，7月31日に事務手続などに関する説明会をそれぞれ開催

□ **海洋ゴミの撤去（土木建築局）**

海へ流出した海洋ゴミについて，生活航路等の支障となりうる大型の流竹木・家電，発泡スチロール等を中心に緊急回収を実施し，海上交通に概ね支障がない状態を確保

(2) 経済活動の早期再生・新たな発展

【交通ネットワークの確保】

□ 道路啓開（土木建築局）

- ・ 被災直後の7月7日から災害調査・道路啓開を開始し、10日に、孤立集落解消・物資輸送等に必要な道路の啓開（県管理道路171箇所）を完了。9月4日までに県管理道路371箇所の道路啓開を完了
- ・ 高速道路については、7月10日に東広島・呉自動車道全区間、14日に山陽自動車道全区間・広島高速1号線が通行可能となるなど順次通行止めが解除
- ・ 県内の通行止め区間は広島呉道路（坂北IC～呉IC）。解除に向けた対応を実施。広島呉道路仁保IC～坂北ICについて7月13日に通行止めを解除し、本区間の料金を半額とした。（料金半額9月8日24時終了）
- ・ 直轄国道は、国道2号、国道31号及び国道185号の全線において通行止めを解除。なお、国道31号については、被災箇所における迂回路設置のため、バイサイドビーチ坂の駐車場敷地を提供
- ・ 主な道路の通行可能箇所を県ホームページに掲載するとともに、災害規制区間全箇所の解除予定時期を「ひろしま道路ナビ」に掲載
- ・ 広島呉道路の一部通行止めやJR呉線不通に伴い、中国地方整備局・県・市・警察等で構成する「広島県災害時渋滞対策協議会」を7月12日に設置、8月1日までに協議会を計7回開催し、次のような渋滞対策を実施
 - ① 国道31号の主要渋滞箇所の交差点改良など即効対策の実施
 - ② 広島呉道路の一部（天応西IC～呉IC、坂北IC～坂南IC）での緊急自動車や臨時輸送バス（広島～呉間）の通行
 - ③ 山陽自動車道～東広島・呉自動車道経由の広域迂回ルートへの誘導（山陽道（広島IC～高屋JCT・IC）の利用料金半額）
 - ④ SNS、ホームページ等による時差出勤や相乗り等による協力の呼びかけなど

□ 物流ルート確保（商工労働局）

被災地への食品などの生活物資の供給のため、通行止めとなっていた山陽自動車道（河内IC～広島IC）に救援物資等輸送車両の通行が可能となるよう、内閣府や経済産業省の協力を得て、西日本高速道路株式会社と調整

□ 円滑な通勤・通学手段の確保（地域政策局）

- ・ 通勤・通学者に多大な困難が発生している呉～広島間の輸送手段の充実のため、次の取組を実施
 - ① 広島呉道路の一般開放されていない区間を利用したJRによる緊急輸送バスと、広島電鉄によるクリアライン便（増便）の運行及びJRによる広島港への緊急輸送船の運航を7月17日から開始
 - ② 7月21日、呉線沿線でJR代行バスの運行を開始。緊急輸送バスについては、代行バスの運行に伴い終了
 - ③ 8月1日、緊急輸送船の運航終了

- ④ 国道 31 号及び国道 185 号通勤・通学時間帯における渋滞緩和のため、バス専用レーンの設置等の渋滞対策を実施
- ・ その他の線区については次のとおり輸送手段の確保に向け J R と調整を実施
 - ① 7 月 23 日、芸備線及び福塩線沿線で J R 代行バスの運行を開始
 - ② 7 月 31 日、J R が運転休止線区の再開見込及び代行バス運行計画等を発表当初発表より運転再開時期を前倒しするとともに、代行バスを拡充

□ 空港アクセスの確保等（土木建築局）

- ・ 山陽自動車道通行止め及び J R 不通により空港アクセスが困難となったため、空港利用者へ食糧・毛布を提供するとともに、7 月 8 日から広島空港と J R 東広島駅の間でのバス運行を実施。7 月 10 日から 14 日までは、バス事業者が同区間を臨時の路線バスにより運行
- ・ 空港アクセスの確保に向けて、広島県バス協会や広島空港ビルディング株式会社等との情報共有を行い、広島、呉、福山、三原、竹原、三次、尾道、西条のリムジンバス各路線は、運行を再開

□ 道路交通の確保（土木建築局）

- ・ 広島熊野道路について、現道部の主要地方道矢野安浦線が通行止めとなったことを受け、迂回車両への対策として代替路（無料）措置を 7 月 7 日（土）11 時から実施するとともに、7 月 12 日（木）22 時から、50 c c 以下の原動機付自転車の通行を可能とした。主要地方道矢野安浦線の通行止めが 8 月 31 日（金）に解除されたことから、広島熊野道路の通行料金の無料措置及び 50 c c 以下の原動機付自転車の通行規制の解除を 9 月 8 日（土）24 時に終了
- ・ 安芸灘大橋について、災害支援・被災者支援の観点から応急復旧期間中の通行料金無料措置を 7 月 11 日（水）17 時から実施。下蒲刈島の水道、電気等のライフラインが概ね復旧したため、8 月 3 日（金）24 時をもって無料措置を終了
- ・ 西瀬戸自動車道（西瀬戸尾道 I C 又は向島 I C ～因島北 I C 又は生口島北 I C）について、生活支援の観点から、因島・生口島に居住する方を対象に上水道が復旧するまでの間の通行料金無料措置を実施。因島及び生口島の各島の上水道が復旧したため、7 月 21 日（土）24 時をもって終了

【マンパワー確保】

□ 災害マネジメント総括支援（総務局・危機管理監）

被災市町の市長・町長の災害対応を支援

- ・ 県職員の派遣
派遣実績 2 市（三原市、東広島市）
- ・ 総務省「被災市区町村応援職員確保システム」を活用した支援
災害マネジメント総括支援員を 8 団体から 6 市町に派遣
（呉市、竹原市、府中市、江田島市、海田町、坂町）

□ 災害対応業務支援（危機管理監）

市町の災害対策本部運営業務や罹災証明関係業務，避難所運営業務などを支援

- ・ 総務省「被災市区町村応援職員確保システム」を活用した支援
13 団体から 11 市町に延べ 4,146 名を派遣（8 月 14 日現在）
（呉市，竹原市，三原市，尾道市，府中市，東広島市，安芸高田市，
江田島市，海田町，熊野町，坂町）
- ・ 広域応援協定を活用した支援
8 団体から 10 市町に延べ 1,019 名を派遣（8 月 14 日現在）
（呉市，三原市，尾道市，三次市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，
坂町，神石高原町）
- ・ 個別支援
2 団体から 1 町に延べ 100 名を派遣（8 月 14 日現在）
（坂町）

(3) 最速の安全確保とインフラの強靭化

【ライフライン】

□ 県営水道施設復旧（企業局）

断水の早期解消に向け応急復旧工事を実施

- ・ 広島水道用水供給事業・太田川東部工業用水道事業 7月16日復旧
- ・ 沼田川水道用水供給事業・沼田川工業用水道事業 7月18日復旧

□ 給水支援（企業局・健康福祉局）

断水している地域において市町のほか、自衛隊や民間からの支援を受け、応急給水拠点を設置

- ・ 応急給水拠点 133箇所（最大）※断水解消に伴い、8月10日廃止
- ・ 飲料水提供 約7.6万本

（2リットル：約3.4万本，500ミリリットル：4.2万本）

医療機関及び社会福祉施設への給水について、自衛隊や日本水道協会の給水車、各市水道局と民間フェリーによる消防水槽車の航送により緊急を要する医療機関等への給水を実施

□ 下水道施設復旧（土木建築局）

- ・ 流域下水道については、損傷していた沼田川流域下水道幹線において、応急対応として簡易濁水処理装置を設置し、稼働を開始
- ・ 公共下水道（市町）については、各市町等と連携し被害状況の把握を行い、必要な支援を実施

□ 停電復旧支援（商工労働局・土木建築局）

中国電力株式会社と連携し、停電解消に向け、道路啓開やフェリー確保などを支援

【公共土木施設・農業用施設の安全確保】

二次災害防止等のため、公共土木施設の被災状況確認、ため池緊急点検などを実施

□ 河川浸水対策（土木建築局）

- ・ 破堤した12河川（16箇所）全ての応急復旧を7月20日までに完了
- ・ 河川内に土砂が著しく堆積した15河川において、土砂の撤去等を実施

実施中（9月4日現在）

奥迫川（安佐北区）、矢野川・畑賀川（安芸区）、野呂川（呉市）、府中大川（府中町）、総頭川（坂町）

完了（9月4日現在）

湯坂川（安佐北区）、葛子川（竹原市）、菅川・徳良川（三原市）、本郷川（福山市）、後畑川（東広島市）、見坂川・火の谷川（安芸高田市）、榎川（府中町）

- ・ 避難勧告等の発令判断の目安となる水位を定めている河川のうち、破堤や著しく土砂が堆積する等重大な被害が生じた河川については、今後の出水に対応するため、警戒レベルを引き上げた運用を実施

対象河川（9月4日現在）

三篠川[白木]（安佐北区）、三篠川[向原]（安佐北区、安芸高田市）、府中大川（安芸区・府中町）、瀬野川（安芸区・海田町）、野呂川（呉市）、賀茂川（竹原市）、天井川・仏通寺川・梨和川・菅川・棕梨川（三原市）、吉野川（福山市）、黒瀬川（東広島市）

- ・ 土砂が著しく堆積した河川のうち、既存の水位観測所の無い河川について、市町が河川状況を監視し、適切な避難情報の発信を行えるように、河川監視カメラを設置

対象河川

矢野川・畑賀川（安芸区）、榎川（府中町）、総頭川（坂町）、

- ・ 土砂が著しく堆積した河川のうち、既存の水位観測所の無い河川において、簡易の水位計（危機管理型水位計）を設置し、インターネット上で水位情報を公開

設置完了（9月4日現在）

畑賀川（安芸区）、中畑川（呉市）、榎川（府中町）、総頭川（坂町）

設置準備中（9月4日現在）

矢野川（安芸区）

□ 土砂災害対策（農林水産局・土木建築局）

- ・ 呉市・天応地区において、溪流内の堆積土撤去・大型土のうの設置を進めている。
- ・ 坂町・小屋浦地区において、溪流内の堆積土撤去を進めている。7月25日に大型土のうの設置を完了し、県からの要請により国土交通省が7月27日に監視カメラを設置
- ・ 坂町・総頭川流域において、県からの要請により国土交通省が監視カメラを設置
- ・ 榎川（府中町）において、上流域の砂防ダム付近に国土交通省が監視カメラを7月13日に設置し、7月21日より砂防ダムの除石を県が進めている。
- ・ 熊野町川角の土石流被災箇所において、二次災害防止対策を実施するため、国土交通省の土砂災害専門家による現地調査を7月17日に実施し、町に対し今後の警戒避難対策に関する助言を行った。

また、7月22日より巨石の撤去及び大型土のう等の設置を進め、土堤設置は7月31日、大型土のう設置は8月5日に完了した。さらに土石流センサーの運用を8月12日より開始し、ワイヤーネット設置に向けた現地作業を進めている。

- ・ 今回の豪雨による被災は広域的かつ大規模なことから、効率的・効果的に事業を進めるため、国に対して、災害関連緊急砂防事業の直轄事業化を要望し、

8月10日に国土交通省が、広島市、呉市及び坂町の9地区で直轄により事業着手することを公表

- ・ 被害が発生した治山施設について、県が順次、被害状況調査を実施したほか、今回、被害がないと思われる治山施設についても、山地災害が多かった地域において、委託調査により緊急点検を実施中

□ ため池対策（農林水産局）

- ・ 7月10日から17日にかけて、防災重点ため池を対象に陸路から点検するとともに、総貯水量1,000 m³以上のため池についても上空からの点検を実施
- ・ 農林水産省が、7月21日から8月31日にかけて、下流の人家や公共施設等に被害を与える可能性のあるため池のうち、陸路からの点検ができていない箇所を対象に点検を実施し、点検結果について、県と情報共有
- ・ 各ため池の点検状況については、市町と情報共有

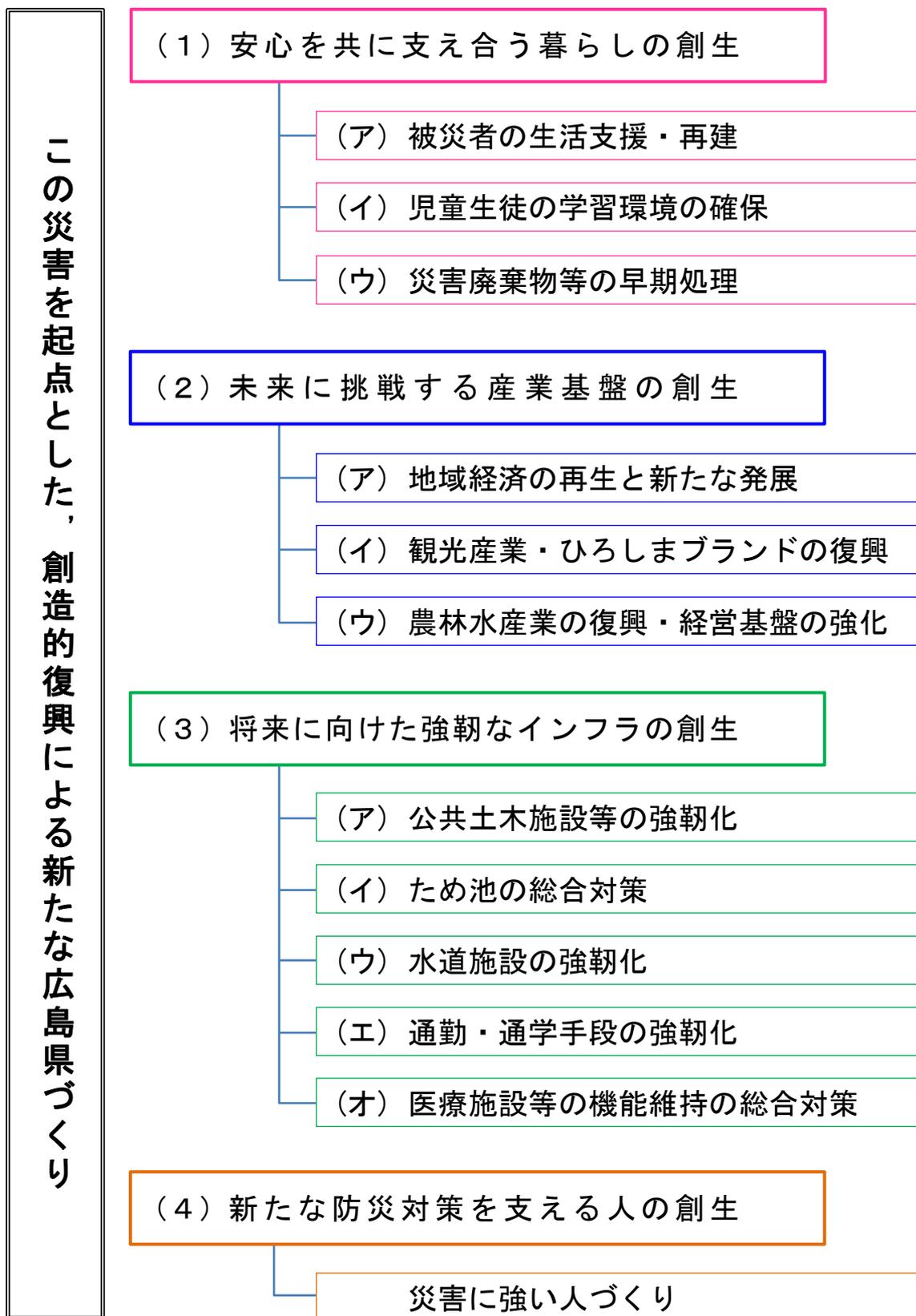
□ 実働部隊等の活動状況（7月6日から8月13日までの延べ人数）

区分		活動人数 (概数)	活動内容	
消防	緊急消防援助隊	約 9,930 人	捜索・救助等	
	県内広域消防相互応援	約 1,440 人	捜索・救助等	
	県内被災自治体の消防本部	約 17,360 人	捜索・救助等	
	県内被災自治体の消防団	約 35,680 人	災害防除活動等	
	小 計	約 64,410 人		
自衛隊	陸海空自衛隊	約 389,630 人	捜索・救助支援	
警察	本部	約 9,710 人	災害警備, 被災者支援等	
	実施部隊	県機動隊	約 7,960 人	捜索・救助
		管区機動隊		
		第二機動隊等		
		広域緊急援助隊	約 9,640 人	
	機動警察通信隊	約 960 人	ヘリテレ, ドローン, モバイル対応	
	警察本部及び各警察署 (交番・駐在所を含む)	約 165,600 人	警戒・警ら活動等	
小 計	約 194,000 人			
合 計		約 648,040 人		

2 創造的復興による新たな広島県づくり

〔これからの取組（災害復旧・復興本部の取組）〕

（施策体系）



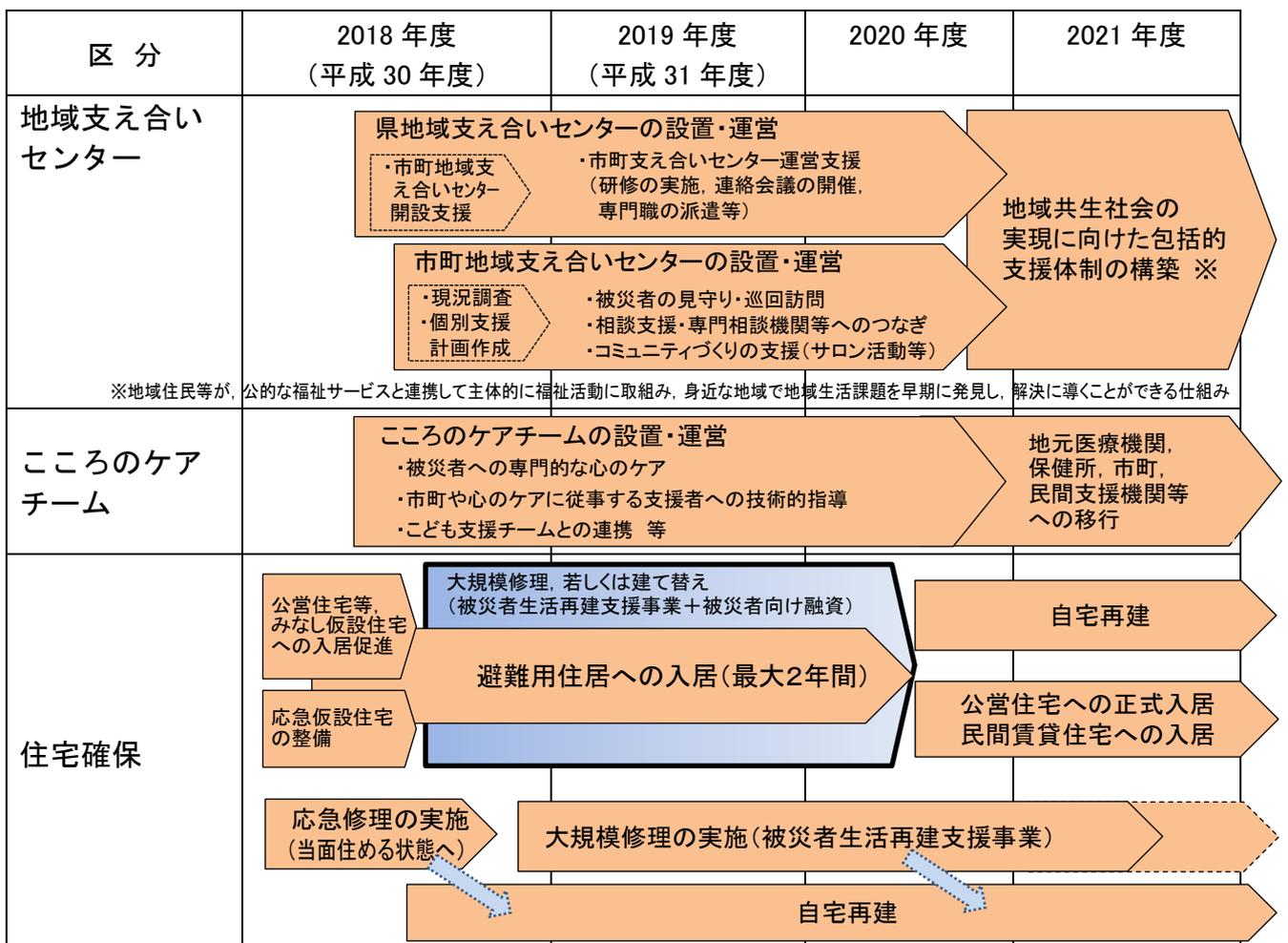
(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生
 (ア) 被災者の生活支援・再建

【復旧・復興に向けた視点】

- 要介護度の上昇や生活困窮、孤立死や自殺リスクの増大など、様々なリスクに対応するため、行政や専門機関、NPO、地域住民等が連携し、被災者一人ひとりに寄り添いながら、包括的な支援を中長期的に実施します。
- 被災された方々の日常生活を一日でも早く取り戻していただけるよう、住宅の確保をはじめとした新たな生活に向けた再建支援に取り組みます。

【取組方針】

- 「地域支え合いセンター」を設置し、被災者に対する見守り、日常生活上の相談支援や生活支援、住民同士の交流機会の提供などを行います。
- 「こころのケアチーム」を設置し、専門的な心のケアが必要な被災者に対する医師、保健師等による心のケアを行うとともに、支援者や医療関係者等への技術的支援を行います。
- 被災者の住宅確保・自宅再建に向け、市町からの要請に応じて応急仮設住宅の整備等を行うほか、相談対応並びに国の制度である応急修理制度や被災者生活再建支援事業等の活用促進に取り組みます。



(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生
(イ) 児童生徒の学習環境の確保

【復旧・復興に向けた視点】

- 児童生徒が一日も早く安心して学習に取り組むことができるよう、授業時間や通学手段を確保するとともに、児童生徒の心のケアの充実を図ります。

【取組方針】

- 災害の影響により実施できない授業の時間数を確保するため、長期休業期間の短縮や登校日の設定、補習授業を行います。
- 公共交通機関の運転休止等により、通学に影響が出る場合には、公共交通事業者と連携し、代行バスの運行等による通学手段の確保に取り組むとともに、必要に応じて、スクールバスを運行するなど、児童生徒の通学を支援します。
 また、通勤・通学時間帯の混雑が継続する場合には、各学校の始業時間の変更を行います。
- 災害の影響から、平常時に比べ、児童生徒は精神的に不安定な状態になりやすいことから、児童生徒の状態を継続的に把握し、必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーによる心のケアを実施します。

区 分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
授業時間の確保	長期休業の短縮や登校日の設定、補習授業の実施	※状況に応じて実施		
通学手段の確保	代行バスの運行等による通学手段の確保、学校の始業時間の変更	※状況に応じて実施		
児童生徒の心のケア	教職員やスクールカウンセラーによる心のケアの実施 ※状況に応じて実施			

(1) 安心を共に支え合う暮らしの創生
 (ウ) 災害廃棄物等の早期処理

【復旧・復興に向けた視点】

- 県民の衛生環境や安全の確保を最優先します。
- 被災地の早期の復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行います。
- 適正な分別により処理コスト削減を図るとともに、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進します。

【取組方針】

- 8月末に策定した17市町及び県の災害廃棄物処理実行計画を基に着実に処理を実施します。
- 災害廃棄物の処理については、一次仮置場からの搬出を平成30年12月までに終え、全体処理を平成31年12月までに完了することを目標とします。
- 市町が行う処理が円滑に進むよう、他市町、廃棄物処理業界、国など関係機関との広域的な調整を行います。
- 市町が行う処理のうち、単独での実施が困難な業務については、県が地方自治法の規定に基づき事務の委託を受け、処理を行います。
- 廃棄物処分場跡地や公共未利用地などの生活環境保全上の支障が少ない場所に二次仮置き場を確保し、一次仮置場から災害廃棄物の集積を行うとともに、処分先への搬入に必要な選別等を行います。
- 処分は、各市町の一般廃棄物処理施設の利用を基本としつつ、県管理埋立地(土砂・廃棄物)を最大限利用します。併せて産業廃棄物処理施設や県内他市町で広域的に処理を行います。

区分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
災害廃棄物 処理実行計画				
一次仮置場 (搬入・搬出)				
二次仮置場 (集積、選別、破碎等)				
市町支援				
処分 (埋立等)				

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生

(ア) 地域経済の再生と新たな発展

【復旧・復興に向けた視点】

- 産金官が一体となり，被災企業のそれぞれの状況に寄り添った支援に全力で取り組むことにより，被災企業の速やかな再生を進めます。
- 企業活動の非常時に強い体制の整備を促進するため，県内企業の被災状況等を検証の上，必要な支援策を検討・実施します。
- 豪雨災害による地域経済の大きな損失を取り戻すだけでなく新たな発展を目指し，被災企業の速やかな再生に加え，ピンチをチャンスに変え，新たな付加価値の創造など未来に挑戦し続ける企業等を支援するため，持続的なイノベーションを創り出すための基盤強化等を実施し，付加価値の高い商品やサービスの創出，労働生産性の向上等，地域経済の新たな発展を促進します。
- 地域経済の再生と新たな発展を支える産業人材の集積のため，被災企業の復旧・復興フェーズごとの人材ニーズに応じた各種制度の周知や活用促進を実施します。

【取組方針】

- 中小企業等のグループによる構成事業の施設・設備の復旧等を行う中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（中小企業等「グループ補助金」）や販路開拓などの事業再建を支援する持続化補助金，県費預託融資制度等による金融支援などの各種支援策について，被災企業それぞれの状況に寄り添った周知・活用促進を行うことにより，被災企業の速やかな再生を進めます。
- 県内企業の被災状況や非常時の事業継続に向けた計画の対応状況を検証の上，県内企業のニーズに応じた支援策を検討・実施することにより企業活動の非常時に強い体制の整備を進めます。
- AI/IoT等の利活用によるイノベーション力の強化や，創業・新事業展開の促進，成長分野の育成や参入に対する支援や販路拡大など本県産業の持続的成長に必要なイノベーションを創り出すための基盤強化や，基幹産業の競争力強化などを併せて取り組むことにより，地域経済の新たな発展を促進します。
- 被災企業の雇用の維持・確保に向け，産金官が一体となり，県や国の支援策の周知・活用促進を実施します。実施に際しては，必要に応じて，被災中小企業等に対し，労務の専門家である社会保険労務士を派遣し，雇用維持等の支援情報の提供や個々のニーズに応じた無料相談を行うとともに，県内企業への新卒・第二新卒者やAI/IoT人材，技能人材，プロフェッショナル人材など高度で多彩な産業人材の集積を支援します。

区 分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
地域経済の 速やかな再生	産金官が一体となった各種支援メニューの周知・活用促進	復旧・復興状況に応じた支援策の検討・実施 国への要望活動の実施		
非常時に強い 体制の整備	被災状況等の検証 必要な対策の検討	状況・ニーズを踏まえた支援策の展開		
地域経済の 新たな発展	持続的なイノベーションを創り出すために基盤強化や、基幹産業の競争力強化による新たな発展の促進			
産業人材の 集積	産金官が一体となった 雇用・人材確保支援策 の周知・活用促進	被災企業の復旧・復興フェーズに応じた産業人材の継続的な集積促進対策の実施		

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生

(イ) 観光産業・ひろしまブランドの復興

【復旧・復興に向けた視点】

- 観光のハイシーズンのひとつである秋の行楽シーズン、さらには来年の春の行楽シーズン及びゴールデンウィーク期間までに災害発生前の宿泊客数に戻すだけでなく、国の支援策の活用、中国・四国9県やせとうちDMO等との連携による効果的なプロモーションの展開などにより、観光産業の復興を目指します。

【取組方針】

- 新たな観光需要を喚起し来訪客数及び宿泊客数の増加を促進するため、国や関係府県と連携するなどした宿泊支援事業（ふっこう周遊割）を実施します。
- あわせて、中国・四国地方各県や関係DMO、JR西日本などの民間事業者と連携した広域観光プロモーションやキャンペーンを展開します。展開に当たっては、国内外のエリアや年代層といったターゲットを絞り込んだ、きめ細やかな対応を図るとともに、本県のイメージ回復に向けては、さらに本県独自の観光プロモーションにも集中的に取り組めます。
- さらに、本県及び関係府県の宿泊客数等を従前どおりの水準に戻すために十分な規模の支援を確保するため関係府県が連携して、第2弾の国の支援を要望します。なお、第2弾支援の実施に当たっては、2019年の春の行楽シーズンやゴールデンウィークといった観光ニーズの高い時期に宿泊客数等を確保できるよう、支援事業の期間延長などに取り組めます。
- また、2018年10月開催の「サイクリングしまなみ」を復興大会と位置付けるなど、施策と情報発信の連動を強化します。
- 宿泊者数の増加に向けた取組は、観光消費額単価の増加のみならず、飲食や体験、土産の購入など消費機会の拡大にもつながることから、プロモーションの実施に当たっては、こうした情報を組み合わせて発信することが効果的です。このため、より高い経済波及効果を目指して、宿泊支援事業（ふっこう周遊割）とプロモーションを一体的に行うことで相乗効果を高め、観光産業の復興を目指します。

区 分	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
宿泊支援事業				
観光プロモーション				

(2) 未来に挑戦する産業基盤の創生

(ウ) 農林水産業の復興・経営基盤の強化

【復旧・復興に向けた視点】

- 営農・生産意欲の高い担い手を離農・離職させることなく早期に生産活動が再開できるよう、「生活・生業再建支援パッケージ」等を活用した経営再建に向けた支援や普及指導活動等を通じた経営・技術支援などに取り組みます。
- さらに、将来の経営発展に向けて、意欲のある担い手の収益性向上や生産基盤の最適化、新技術導入などに対する支援を積極的に行い、生産性の高い農林水産業の振興へ誘導します。

【取組方針】

- 被災した農地・農業用施設は、国の事業等も活用しながら、速やかな応急・復旧工事を実施するとともに、生産性の高い農地へと再生・整備を行い、収益性の高い品目の導入を目指す担い手等へ円滑に優良農地が集積される仕組みを構築します。
- 被災した農業用ハウスや農業用機械等の再建・修繕等を行う農業者を支援し、普及指導活動等を通じた経営・技術支援などに取り組みむとともに、災害からの再建を機に、家族経営から雇用労働力を導入した企業経営への転換を目指す経営体を支援するため、経営体の組織運営能力の強化に取り組みます。
- さらに、就農相談から就農後の定着までを支援する仕組みの構築や、市町やJAグループなどが実施する実践型研修の充実に向けた支援を行い、経営力の高い担い手の確保・育成に取り組みむとともに、経営基盤の安定した企業などによる農業参入を推進し、雇用就農者が就業する場を確保します。
- また、集積した農地や確保した労働力を効率的に活用した大規模経営を実現できるよう、生産工程に係る計画や記録、点検による経営改善活動を行うGAPの導入・実践を支援するとともに、労働力不足に対応し、省力・軽作業化を進め、きめ細かな栽培による高品質生産を実現させるため、ICTやロボット技術などを活用するスマート農業の導入を図ります。
- 被災した共同利用施設や卸売市場等の復旧に向けた支援を行い、サプライチェーンの回復を図るとともに、農林水産物の高付加価値化と販売力の強化に向けて、一般消費者や実需者の需要を喚起させる取組などに対して支援します。
- 被災地域の治山事業や林業施設等の復旧・整備に取り組みむとともに、意欲と能力のある林業経営者が、安定的に事業地を確保できる仕組みを構築し、県産材の復興需要への対応や販路拡大、新たな需要創出等を推進します。
- 災害により漁場へ流入・堆積した流木等の除去や土砂の撤去、水産施設の復旧については、国の事業や制度資金の活用に向けた支援を行うとともに、瀬戸内地魚の魅力発信・販路確保や広島かきの需要喚起と安定供給体制の確立などに取り組みます。

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
復旧・復興	農畜産業	被害状況調査 農地 農業用施設 農業用ハウス 農業用機械等 共同利用 施設等	農地・農業用施設災害復旧事業の実施 農産物生産供給体制強化事業等の実施		
	林業	被害状況調査 山地災害 治山施設 森林 林道	治山施設の緊急点検 災害関連緊急事業の実施 ひろしまの森づくり事業による 被害木の整理・撤去等の支援 林道災害復旧事業の実施	治山事業(激特等)の実施 (~2022)	
	水産業	被害状況把握 堆積物除去 土砂撤去等 施設復旧等	漁場環境保全創造事業の実施 水産多面的機能発揮対策事業等の実施 制度資金の活用		
経営基盤の強化	全般	第Ⅱ期農林水産業アクションプログラムの推進			
	農業	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保と生産性の向上 ～ 地域の担い手を中心とした生産基盤の強化 ～ 生産性の高い農地の再生・整備、担い手への農地集積 経営力の高い担い手の確保・育成 ～ 就農相談から定着までを支援する仕組みの構築 ～ 経営体の組織運営能力の強化 ～ 企業の農業参入の推進と雇用就業者の就業の場の確保 ～ 実践型研修の充実に向けた支援 収益力の向上と販売力の強化 ～ GAPの実践による大規模経営の実現 ～ 新技術やスマート農業導入による高品質生産等の実現 ～ 農林水産物の高付加価値化による販売力強化 			
	畜産業	<ul style="list-style-type: none"> 広島和牛のブランド創造 ～ 観光振興と連動したブランド戦略の構築と推進 			
	林業	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源の再生と県産材利用の推進 ～ 林業経営者が安定的に事業地を確保できる仕組みの構築 ～ 被災・復興需要に対応した県産材の販路拡大と流通対策 ～ 公共建築物や非住宅建築物等の更なる木造化・木質化 			
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内水産資源の増大とかき生産体制の構築 ～ 瀬戸内地魚のブランド確立と魅力の発信・販路の確保 ～ 広島かきの新たな需要喚起と安定供給体制の確立 			
					次期農林水産業総合計画の推進

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 (ア) 公共土木施設等の強靱化

【復旧・復興に向けた視点】

- 二次災害防止を図りつつ、被災された住民の皆様の日常の回復が図られるよう、全力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- 再度災害防止の観点から、改良復旧に積極的に取り組むとともに、被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより、公共土木施設の強靱化を進めます。

【取組方針】

- 今回の記録的な豪雨により、水害・土砂災害が多く発生したことから、発生要因等の分析や今後の対策等のあり方については、学識経験者等の有識者による「平成30年7月豪雨災害を踏まえた今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会」において検証を行い、その結果を踏まえ、今後の対応方針を検討し整備を進めます。
- 県民生活や企業活動を支える重要な道路については2018年度内の復旧を、河川の決壊により甚大な被害が発生した箇所については次期出水期までの完了を、土砂災害により甚大な被害が発生した箇所については大型土のうや土石流センサーの設置等を進めるとともに、重点地区については緊急的な砂防ダムの整備を2019年末までの完了に向け取り組みます。
- 公共土木施設全体としては、優先順位を踏まえながら段階的に復旧し、3箇年での復旧完了を目指します。
- さらに、被災箇所が連続するなど一連で対策を講じる必要がある場合には、改良復旧事業を活用するなど、様々な手法を講じながら復旧・復興に取り組めます。
- あわせて、災害復旧事業等の早急かつ確実な完成に向け、施工に不可欠となる技術者等を確保するため、県内建設業者への支援に取り組みます。
- 林野庁に設置された治山対策検討チームにおいて、学識経験者等による山地災害の現地調査や発生メカニズムの分析等を行い、今後の効果的な治山対策のあり方について取りまとめられる内容を基に本県における適切な治山対策について検討し、整理した方針に沿って治山施設の強靱化に向けた整備を進めます。
- 長期的な視点も持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を行い、安心して暮らせる都市の構築を市町と協力して進めます。

区 分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
道路	二次災害防止 道路啓開	災害関連事業		
		災害復旧事業 (重要路線等)	災害復旧事業 (その他路線)	
河川	二次災害防止	災害関連事業等(～2023(予定))		
		災害復旧事業 (基大被害箇所等)	災害復旧事業 (その他箇所)	災害復旧 事業 (その他箇所)
砂防	二次災害防止	災害関連緊急事業	再度災害防止対策事業(～2023(予定))	
		災害復旧事業 (基大被害箇所等)	災害復旧事業 (その他箇所)	災害復旧事業 (その他箇所)
治山	二次災害防止	治山施設の緊急点検		
		災害関連緊急事業の実施		
		治山事業(激甚災害対策特別緊急事業等)の実施(～2022)		
		小規模崩壊地復旧事業等の実施		
下水道	流域下水道 仮処理施設	災害復旧 事業		
まちづくり	都市計画制度運用方針の改定			
	都市計画区域マスタープランの見直し			
	安全・安心に暮らせるまちづくりの推進			

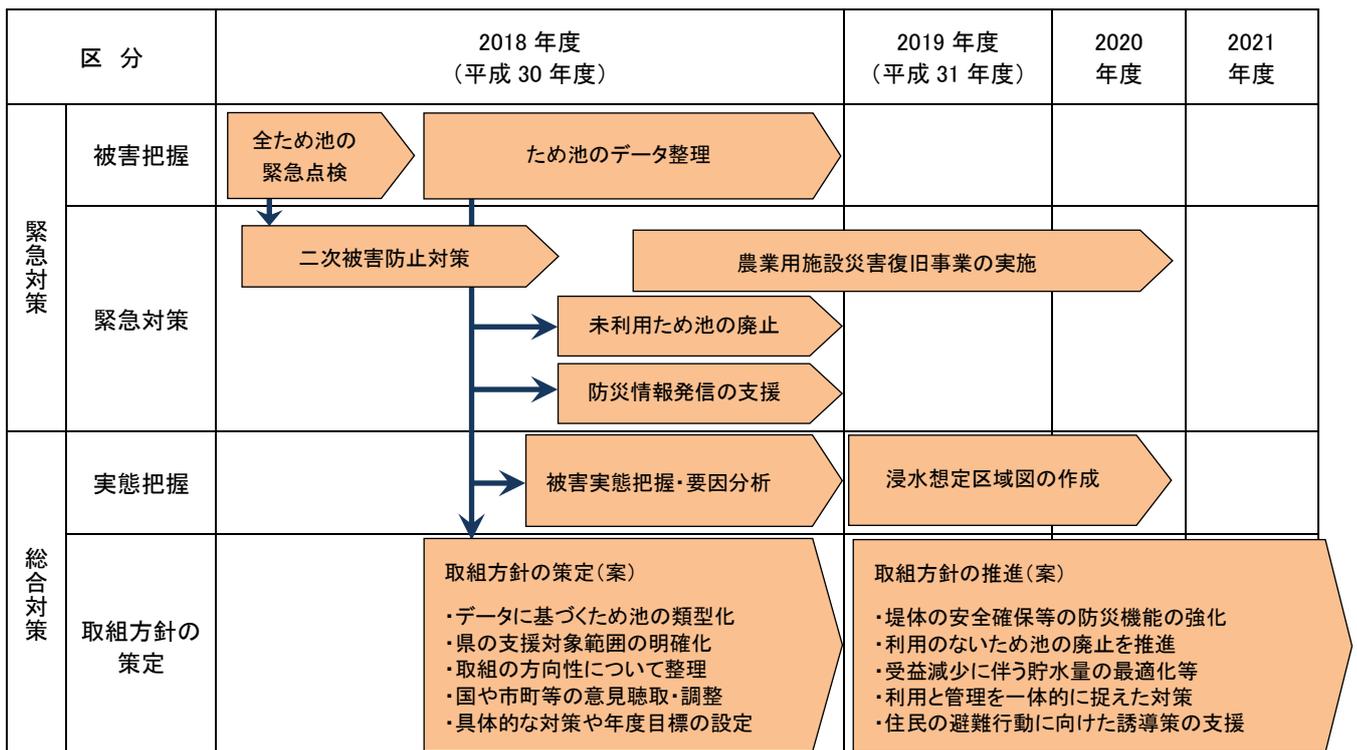
(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 (イ) ため池の総合対策

【復旧・復興に向けた視点】

- 被災したため池による二次被害の防止対策を講じたうえで、復旧工事による機能回復などの緊急対策を行うことで、下流住民の安全・安心を確保します。
- 家屋や公共施設への被害を与える可能性のある全ての農業用ため池を対象に、防災機能を確保した上で、利水機能を維持していくための取組を推進します。

【取組方針】

- 家屋や公共施設への被害を与える可能性のある全ての農業用ため池（防災重点ため池を含む）の点検を行い、被害状況等のデータを整理します。
- 被災したため池による二次被害を防止するための対策を行うとともに、農業用施設災害復旧事業の円滑かつ迅速な実施が図られるよう市町を支援します。また、災害を未然に防止するため、未利用のため池の廃止に取り組むとともに、市町による防災情報の発信等を支援します。
- 家屋や公共施設への被害を与える可能性のあるため池については、浸水想定区域図を作成します。
- 今後3年間で集中対策期間とするソフト対策を推進するとともに、ハード対策と一体的な方針（整備・廃止・管理等に対する方針（仮称））を策定し、計画的に実践します。



(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 (ウ) 水道施設の強靱化

【復旧・復興に向けた視点】

- 全ての水道施設の被災リスクを改めて洗い出し、必要な対策を検討・実施することにより、災害や事故等に強い水の供給体制を構築します。

【取組方針】

- 被災した水道施設について、再度災害の防止対策を実施するとともに、被災のおそれのある箇所についても、次のとおり、未然防止対策を実施します。
 - ・ 県が定める浸水想定範囲内に立地し、洪水、高潮及び津波災害のおそれのある水道施設について、場内や施設内への浸水防止対策を実施します。
 - ・ 送水トンネル（6号トンネル）の再度災害防止対策を実施するとともに、土砂災害特別警戒区域等に立地する水道施設について、土砂による施設の損壊、機能停止を防止するための土砂対策を実施します。
 - ・ 二期トンネル（海田・呉トンネル）について、着実な整備を進めることにより、送水ルート之二重化を図ります。
- 地震等による被災リスクを低減するため、管路更新に合わせて耐震管を整備するとともに、布設ルートや工法の見直しについて検討します。

区 分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
浸水対策	本郷取水場	応急対策 改良復旧(設計・工事)			
	田口浄水場	応急対策 改良復旧(設計・工事)	改良復旧(工事)		
	その他施設	対策協議・検討	対策設計・工事		
土砂対策	トンネル 管理用施設	撤去・閉鎖			
	その他施設	応急対策 対策検討・設計	対策工事		
二期トンネル		整備工事 (H28.12 契約締結～H34.3 完成予定)			

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 (エ) 通勤・通学手段の強靱化

【復旧・復興に向けた視点】

- 今後とも様々な災害発生が想定される中、県民生活への影響を最小化するためには、広域化した通勤や通学手段の確保が非常に重要となるため、事前に関係者・機関等が迅速で実効的な連携策や具体の解消手法を共有し、非常時に備えることで、県民生活に対するレジリエンス（復元力・対応力）を高める取組を進めます。

【取組方針】

- 今回の通勤・通学対策の各種取組の成果と課題を関係機関とともに検証し、災害時に迅速で実効的な対応を行うための継続的な体制の構築に取り組みます。
- 災害時の渋滞対策としての公共交通利用への利用促進を図るため、災害時の交通システム及び交通需要マネジメントの検討を進めます。
- 県民の方が、今回の災害を踏まえ公共交通の重要性を再認識し、災害時における公共交通利用を行動原理に取り込んでいけるよう、普及啓発に取り組みます。
- 災害時における公共交通利用を速やかに行えるよう、利用者に対し、災害時に迅速に公共交通情報が提供できる仕組みの構築を推進します。

区 分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度	
災害対応体制 の構築					
行動原理醸成 のための普及啓発					

(3) 将来に向けた強靱なインフラの創生 (オ) 医療施設等の機能維持の総合対策

【復旧・復興に向けた視点】

- 医療施設や社会福祉施設等の早期復旧と防災体制の整備に取り組み，災害に強く，質の高い医療・福祉提供体制の構築と防災対策の徹底を図ります。

【取組方針】

- 各種補助金を活用しながら，医療施設等の復旧に向けた取組を支援します。
- 医療施設における災害時の業務継続計画（BCP）や避難確保計画等の整備促進を図り，災害時における医療体制の充実強化に取り組みます。
- 社会福祉施設等における災害時の避難方法等を定めた非常災害対策計画及び避難確保計画の策定並びにこれらの計画に基づく避難訓練の実施等を徹底します。

区 分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
医療施設等の 早期復旧	医療施設・社会福祉施設・児童福祉施設 の復旧支援			
医療施設等の 防災対策の徹底	医療施設の防災対策の推進			
	・各種災害対策マニュアルの 策定状況の確認，策定支援		・訓練，研修等の継続実施	
社会福祉施設等の非常災害対策計画・避難確保計画に基づく防災対策の徹底				
・計画策定状況の 把握，策定指導		・計画策定のフォローアップ ・計画に基づく避難訓練の実施 ・防災体制の整備 等		

(4) 新たな防災体制を支える人の創生 災害に強い人づくり

【復旧・復興に向けた視点】

- 実際の災害時において、自ら判断して避難行動をとるために必要となる条件や要素などについて、検証を行います。
- 防災活動をリードする組織や人材の育成を図ります。

【取組方針】

- 今回の災害で発生した甚大な被害を踏まえ、災害の発生に直面した場合において、適切な避難行動を実践していただくため、防災や行動科学等の有識者の知見を総動員して分析・検証を行い、より実効性の高い方策を検討し、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の取組とともに進めていきます。
- 災害から命を守るための行動を地域に浸透させるため、自主防災組織の設立促進・人材育成・活性化及び維持に取り組みます。
- 今回の災害時の初動・応急対応について検証・点検し、今後の災害対応をよりの確に実施できるよう取り組みます。
- 児童生徒一人ひとりが災害から命を守る行動を適切にとることができるよう、学校における防災教育を推進します。

区 分	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度	2021 年度
避難行動の実践 のための方策				
自主防災組織の 育成強化				
県・市町の防災体制 の点検・強化				
学校における 防災教育の推進				

第4章 新たな防災対策の構築に向けた検証

1 大災害頻発時代における防災対策のあり方

平成26年8月豪雨による広島土砂災害，平成27年の関東・東北豪雨，平成29年の九州北部豪雨，そして今回の平成30年7月豪雨など，豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂崩れといった大災害が，近年，日本全国で毎年のように発生しています。

今回の災害を振り返ると，これまで整備してきた砂防ダムにより，土石流や流木が捕捉され，下流の被害が防止・軽減されるなど，一定の効果は果たしたものの，設計上前提としている水準以上の土石流がダムを乗り越えた箇所もありました。そうした中で土砂災害警戒区域の指定範囲を越えて土石流が流下するなど，これまで行政が取り組んできた「ハードによる対策」や「周知を徹底する」ということだけでは，災害に対応しきれないことが改めて明らかになってきました。

大災害が日本各地で頻発するようになった今，常に想定を超える事態が起こる可能性があり，人命を守ることが難しくなっているという現実を直視しなければなりません。

こうした大災害頻発時代とも呼べる現状を踏まえ，今後の防災対策としては，ハード整備を引き続き着実に進める一方で，土石流や河川氾濫などの災害が発生する前に，「災害から命を守るための行動」を確実にとっていただくために必要な対策を講じていくことが非常に重要になります。

このため，今回の豪雨災害における「行政の初動対応」や「住民の避難行動」などを調査・検証し，国全体の防災対策を推進する強い使命を持って，新たな防災対策の構築に取り組んでまいります。

2 平成 30 年 7 月豪雨災害の検証

(1) 行政における初動・応急対応の事後検証

今回の災害は、本県にとって戦後最大級の大規模災害であり、かつ、広域にわたって同時多発的に生じた災害でもありました。

こうした、これまでに経験したことのない災害に対する県の初動・応急対応について、市町、応援をいただいた国・都道府県及び防災関係機関などの協力も得ながら、課題を整理した上で、改善の方向性を検討し、今後の災害対応をよりの確に実施できるよう取り組んでまいります。

また、調査結果や課題については、全国知事会において、アフター・アクション・レビュー（事後検証と共有）の取組を進め、他県の経験等も取り込み、防災体制の一層の強化を進めてまいります。

(2) 県民の避難行動の検証

本県ではこれまで、平成 27 年度にスタートさせた「みんなで減災」県民総ぐるみ運動において、すべての県民が、災害から命を守るために必要なことを「知る」取組を集中的に行い、その上で、県民一人ひとりが適切な避難行動につながっていくよう、県民、自主防災組織、事業者等と一体となって、積極的に取り組んできました。

そうした中、今回の災害で発生した甚大な被害を踏まえると、災害の発生に直面した場合において、適切な避難行動を実践していただくための取組が、必ずしも、十分ではなかったものと認識しております。

全ての県民に命を守るための行動を確実にとっていただけるよう、このたびの災害において、早めの避難を判断した人、逆に避難行動をとらなかった人、或いはとれなかった人など、それぞれの理由を調査し、避難に関する意思決定の構造を防災や行動科学等の有識者を交えて分析し、どのような要素が早めの行動につながるのかを導き出し、より効果の高い被害防止策の構築を目指します。

本格的な復旧・復興に向けた体制の強化

広島県災害復旧・復興本部

本部長：知事

総括部長：危機管理監

総括プロジェクトリーダー：経営戦略審議官

